

第5回事業成長性サポート事業認定対象企業公募に係る募集要領

1 事業内容

地域の産業振興を目的に、優れた新商品・新サービス及び新技術を基盤に事業の拡大を考える岡山県内中小企業を発掘し、その事業の成長可能性を評価し、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）の持つ多くの支援メニューを駆使し、研究開発から販路開拓までの事業の成長段階に応じ、必要なサポートを継続的かつ総合的に支援する。

2 事業運営機関

公益財団法人岡山県産業振興財団

3 事業実施対象者等

次の要件を全て満たす中小企業等とする。

- 岡山県内に本社又は事業所を有する中小企業等
- 自社の新製品・新商品・新技術・新サービス等を有すること。
- 新市場への進出について意欲を有する者。

4 費用負担

なし。 ※認定後の支援メニューによっては負担が必要。

5 応募等

（1）募集締切 平成25年6月21日 午後5時（必着）

※ 応募多数の場合など、予告なく予定を変更する場合がある。

（2）提出書類

- 事業成長性サポート事業審査申込書〔様式1〕
- 財務計画〔様式2〕
- 会社案内（パンフレット等）
- 直近1期分の決算書（付属明細含む）
但し、最終審査対象企業には後日直近3期分の決算書を提出いただきます。
- 新製品・新商品・新技術・新サービス等を説明するパンフレット

（3）提出部数 1部

（4）その他

- 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- 提出された申請書等の関係書類については、返却しない。
- 提出された申請内容は、審査委員及び販路開拓等委託機関へ提供される。

6 選考

- 応募企業に対して、書類審査や現地調査を行い、財団が設置する審査会におけるプレゼンテーション、ヒアリングにより評価し、認定企業を決定する。
- 審査の結果については財団から通知し、認定された企業はその際の指示により所定の書類を提出する。
- 選考については非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- 審査の結果、認定企業とならなかった場合でも、財団の別支援メニューを紹介するなどフォローアップを実施し、新製品等の普及に寄与する。
- 審査会において、プレゼンテーションを行っていただく場合、プレゼンテーションの能力向上を目的とした研修を実施する。

7 認定後の手続き

財団担当者と面談を行い、必要な支援メニューについて決定する。支援の実施を受けた認定企業は財団の求めに応じ、報告を定期的に行う。